



2022 年 6 月 25 日発行（季刊）

認定 NPO 法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASK ビル 501
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org
URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 NPO 法人市民シンクタンクひと・まち社

鰥寡孤独（かんかこどく）から普遍化へ

法政大学大学院公共政策研究科 兼任講師 鏡 論

1. 相互扶助の仕組み

日本における福祉的思想の歴史は、593年に聖徳太子が四天王寺を建立した時期にさかのぼる。聖徳太子は四天王寺に「四箇院の制」をとられたことが『四天王寺縁起』に示されている。四箇院とは、敬田院（きょうでんいん）、施薬院（せやくいん）、療病院（りょうびょういん）、悲田院（ひでんいん）の4つで、敬田院は寺院そのものであり、施薬院と療病院は薬局・病院にあたり、悲田院は病者や身寄りのない老人などのための社会福祉施設にあたる。そこでは、鰥寡孤独（かんかこどく、意味は、おとこやもめ・独り者の女性・孤児・独居高齢者をいう）に象徴される何らかの理由で支援の必要な者に対して、福祉的支援を得られる仕組みを進めてきた。その後、国の果たす役割も従来の18世紀の夜警国家から20世紀の福祉国家への転換が進んだ。特に、日本の福祉政策は、終戦という歴史的転換点により、大きく増した社会的要請に基づいて、戦後間もなく社会福祉制度が整備された。

さらに老人福祉に関連する制度化は、高度経済成長により過密・過疎化の社会的変容を生んだ1963年（昭和38年）に老人福祉法が成立した。その2年前の1961年（昭和36年）には、社会保険方式によって健康保険制度と国民年金制度が整備されている。戦後、社会が安定し、次第に経済成長を迎え、来るべき高齢社会を見据えた時、新たな高齢者ケア仕組みづくりが求められ、2000年に社会保険方式による介護保険制度創設となった。従来の福祉が選別の制度であるに対して、介護保険は普遍的制度として、社会保険制度としてスタートしたのである。

2. 介護保険は誰もが給付が受けられる制度のはず

介護保険法は、第1条にその目的を示している。「第1条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護・看護・療養上の管理・

その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な給付を行うため、国民共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、必要な事項を定め国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」としている。ここでは要介護状態であっても、能力に応じ自立した生活を目指すもので、決して身体的・精神的になんらのサービスを必要としない事あるいは、使うことを妨げるものではない。

介護保険による給付は3.6兆円から11兆円にまで大きくなった。第1号被保険者数は3,390万人、第2号被保険者は4,315万人。約7,700万人の被保険者が保険料を支払い、同時にサービスを利用している人の数は、605万人となる。それは、被保険者総数の7.8%の受給者となり、高齢者の18%が利用する制度である。これは、保険料を毎月支払っている被保険者の92%が介護保険の給付を受けていない人であることを意味している。

制度未利用である92%の人たちは、月々6,014円の保険料を支払っている。それが負担感となっている。

さらに昨今の見直しでは、財務省が締め付けを厳しくしており、介護を受ける要介護者やサービス提供事業者が、大変厳しい環境に置かれている。

第9期介護保険事業計画改定にかかる議論は、本年度からスタートする。今一度地域の介護保険事業計画に何を盛り込むべきか、原則から議論すべきであろう。それが、安心して暮らせる社会への扉となるからだ。

